

豊中市統合ネットワーク

(令和8年度更改)

ハードウェア・ソフトウェア等賃貸借

入 札 仕 様 書

豊 中 市 デジタル戦略課

1 件名

豊中市統合ネットワーク（令和8年度更改）ハードウェア・ソフトウェア等賃貸借

2 納入機器・仕様

別紙1「明細書」のとおり

3 賃貸借期間

令和9年（2027年）3月1日から令和14年（2032年）2月29日まで（60ヵ月）
（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定に基づく長期継続契約）

4 納入場所

所在地 豊中市北桜塚1丁目4番1号（NTT西日本豊中ビル6階）

豊中市デジタル戦略課電子計算機室内

担当者 豊中市デジタル戦略課 ICT基盤管理係 染川 哲章

電話番号 06-6858-3057 FAX番号 06-6853-5732

電子メール jousei3@city.toyonaka.osaka.jp

※納品先については「10 機器等の調達・納品に係る事項」に記載の NEC フィールディング株式会社（以下「NEC フィールディング」という）の担当者と調整すること。

※賃貸借満了後の機器の引取場所、保守時の出張先は上記「納入場所」とする。

5 連絡先

「4 納入場所」と同じ

6 調達要件の概要

- (1) 賃貸借料の中には出張料及び送料などの導入に係る経費、部品料や点検料など保守に係る経費（トナー等の消耗品代は除く）、賃貸借満了後の機器の引き取りに係る経費並びに公租公課及び動産総合保険料など必要な経費を全て含めること。
- (2) 各機器の内部記憶装置は豊中市情報セキュリティポリシーの規定により、復元ができない方法でデータ消去を行うこと。なお、消去後は本市にデータ消去証明書の提出を行うこと。
- (3) 機器等の調達、納品は「10.機器等の調達・納品に係る事項」に記載の通り実施すること。
- (4) 落札業者は、契約締結から2週間以内に機器明細に各機器の保守連絡先を付保した一覧表を本市に提出すること。
- (5) 落札業者はこの調達にかかる各種保守・ライセンス等の登録作業を本市に代わり実施すること。
- (6) 次回の機器調達の際に、参考価格の作成に協力すること。
- (7) 1年程度の再リースを行う可能性があるため、その際は対応すること。また、保守についても再リースの期間に応じて延長することとし、延長が不可の場合は別途協議を行う。なお、金額については、今回の落札額を上限として協議を行う。

7 機器の納入希望日

令和9年(2027年)2月28日(日)まで

※納品可能になった時点で上記期限にかかわらず早急に納品すること。

8 契約の締結

(1) 賃貸借料

入札により決定した賃貸借料とする。

(2) 契約の締結

落札業者は、本市から落札決定通知を受けた日から7開庁日以内に契約書及び契約に必要な書類を提出すること。

(3) 動産総合保険への加入

落札業者の負担において機器に対する動産総合保険(偶発事故による損害を補償)に加入すること。
保険対象外の天災が発生し、賃借物件が修理不能となった場合は、別途協議の上対応を決定すること。

9 賃貸借料の支払い

(1) 落札業者は、本市に対し、履行期間に当たる月の賃貸借料の請求を、当該月の翌月5開庁日以内に行うこと。

(2) 本市は、落札業者の適法な支払請求書を受理したときは、その日から30日以内に当該請求に係る金額を落札業者に支払うものとする。

10 機器等の調達・納品に係る事項

(1) 今回入札を行う機器等は、豊中市統合ネットワーク更改を行うためのものである。したがって、落札業者は、機器等の調達・納品及び保守に関し、公募型プロポーザル方式により豊中市統合ネットワーク更改の構築・保守ベンダーとして選定されたNECフィールディングと緊密に連携しながら行うものとし、機器等の故障等によりシステムの正常な稼働に影響を及ぼさないよう、配慮すること。

(NECフィールディングの連絡先)

住所：大阪府大阪市中央区城見一丁目4番24号 NEC関西ビル

電話：050-3146-4610

担当：倉辻 聖也 E-mail：seiya-kuratsuji@nec.com

(2) 落札業者は、落札決定後、導入設置作業を行うNECフィールディング及び本市と十分な協議を行い、指定の納品場所、納品希望日までに機器等を確実に納品すること。なお、機器等の設置設定業務の詳細は以下の通りとし、納品日については事前に本市と調整を行うこと。

1. 納品時、開梱および梱包材の引取も実施すること。

11 その他

(1) 再委託を行う場合は、本市の再委託に関するガイドラインに従うこととし、業務の主たる部分(賃貸借業務)は、第三者へ再委託しないこと。

(2) 契約内容の遂行にあたっては、関係法令、条例等のほか、市の服務規律、情報セキュリティ及び環境保全に向けた取り組みを遵守すること。

以上